

「交通空白」解消に重要なツールとしてその導入ニーズが高まっている自家用有償旅客運送の制度について、持続可能性を高め、地域による「交通空白」解消に向けた取組を促進していくため、実施主体の拡大等の改正を行うもの。

背景

自家用有償旅客運送の主な実施主体である市町村は、人員・財源不足の課題を抱える一方、住民の移動は市町村域を越えて広域化している。このため、「交通空白」解消に重要なツールとして、導入ニーズが高まっている自家用有償旅客運送について、「市町村」を超えた共同化・協業化を促すことを目的とし、自家用有償旅客運送の制度の改正を行う。

改正の概要

(1) 自家用有償旅客運送の実施主体の拡大

自家用有償旅客運送の実施主体に、「都道府県」、「一部事務組合」、「広域連合」等を追加

(2) 地域公共交通会議の任意構成員の拡大

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）において「連携促進団体」が位置づけられることを踏まえ、地域公共交通会議の任意構成員に「連携促進団体」を追加

(3) その他

- ・福祉有償運送の旅客の範囲の明確化
- ・自家用有償旅客運送における運行管理の方法の最適化